

金銭準消費貸借契約書

甲と乙は、●年●月●日付●●●契約に基づき乙が販売又は提供する商品・サービスに関する代金支払債務及び利息支払債務を甲の借入金とすることに合意し、乙が甲に対しこれらの金額を元本とする貸付債権を有するものとして、以下のとおりに金銭準消費貸借契約（以下「本契約」という。）を締結した。

甲 組織名 _____

連帯保証人 _____

乙 組織名 _____

氏名 _____

<契約概要>

商品・サービス名 _____

契約日 _____

支払債務額 _____ 円

利息金額 _____ 円 (利息 _____ %)

返済総額 _____ 円

返済期間 _____ から

_____ まで

返済金額

初月 _____ 円

2 カ月目以後 _____ 円

第1条

甲は、乙に対し、●年●月●日付●●契約に基づき乙が販売又は提供する商品・サービスに関する代金支払債務及び利息支払債務として、本契約の契約概要に記載された金額（以下「未払残金」という。）の支払義務があることを認める。

第2条

甲及び乙は、本日、甲の乙に対する前条の債務を甲の借入金とすることに合意し、乙は、甲に対し前条の金額を元本とする貸付債権を有するものとする。

第3条

乙は、甲に対し前条の借入金を契約概要に記載のとおり送金して返済する。なお、乙による返済日について、乙は初月の返済を●●契約の締結日から●日以内に行うものとし、翌月以降は、初月の支払日と同じ日付に毎月返済するものとする。

第4条

甲が前条の分割金の支払を2回分以上怠った場合、甲は当然に前条の期限の利益を失うものとし、甲は、乙に対し、期限の利益喪失日の残額を直ちに返済するものとする。また、この場合、甲は、乙に対し、期限の利益喪失日の翌日から残額の完済日まで残額の金員の年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第5条

連帯保証人は、甲が本契約によって負担する一切の債務について、甲と連帯して保証債務を負う。なお、連帯保証人の保証極度額は●●円とする。また、甲及び連帯保証人は、甲が連帯保証人に対して民法465条の10第1項に規定する情報について情報を提供したこと、及び甲が提供した情報が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

第6条

本件契約から発生する一切の紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所を、乙の住所地を管轄する地方裁判所とする。

この合意の証として、本契約書3通を作成し、甲、乙及び連帯保証人が記名押印の上、各1通を保有する。